

インド知的財産ニュースレター

第 2022-2 号
2022 年 1 月 25 日

インド最高裁判所による手続期間の終了命令の取り消し、 および恩赦期間の扱いについて

発行者

株式会社サンガムIP

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-17

アイオス永田町 290

www.sangamip.jp

免責事項

本ニュースレターは、インドの知的財産に関する情報を届けることを目的としており、個別の法律問題について回答やアドバイスするものではありません。仮に本ニュースレターに記載されている内容そのものまたはその誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても筆者または筆者が属する会社や事務者は一切責任を負いません。

インド最高裁判所による手続期間の終了命令の取り消し、 および恩赦期間の扱いについて

ババット・ヴィニット¹

1) インド最高裁判所による手続期間の延長の指令

インド最高裁判所が、2020年3月23日に、「2020年3月15日から、行政、司法などのすべての期限（period of limitation）を当裁判所から指令があるまで延期する」との内容の指令²を発行しました。

インド政府は、コロナの感染拡大を抑止する目的で、インド全土で2020年3月25日からロックダウンが繰り返されました^{3,4}。ロックダウンの影響で電車、バスなどの交通機関がストップし、郵便局、特許庁、裁判所などで業務を行うことが不可能になりました。特許事務所の所員の出所も不可能になりました。

インド最高裁判所はこの異常事態を認識して、2020年3月23日付の指令を発行しました。

この命令により、法定期限（例えば、審査請求期限）を含めてすべての期限が延長状態になります。

2) インド最高裁判所による手続期間の延長の指令の終了命令

その後、状況が落ち着いたため、インド最高裁判所が、2021年3月8日に、「2020年3月23日付の指令を2021年3月15日付で終了する」という内容の指令を発行しました。

すなわち、2020年3月15日～2021年3月14日（以下、恩赦期間）は、所定の手続きを行うための期間（以下、手続期間）が延長された状態になります。

3) インド最高裁判所による手続期間の延長の指令の終了を取り消す命令

しかしながら、2021年12月の中盤から新型コロナが再びインド全土で猛威を振るうようになりました。インド最高裁判所はこの異常事態を認識して、2022年1月10日付で、「2021年3月15日付の手続期間の延長の指令を終了する命令を取り消し、恩赦期間を2022年2月28日まで継続する」という内容の指令⁵を発行しました。

すなわち、2020年3月15日（以下、恩赦期間開始日）から始まった恩赦期間は2022年2月28日（以下、恩赦期間終了日）まで続くことになります。

上記のように、恩赦期間は2022年2月28日まで延長されましたが、新型コロナの感染状況によってさらに延長される可能性が大いにあります。

¹ 株式会社サンガム IP、東京・日本、インド国登録特許弁理士

² https://main.sci.gov.in/supremecourt/2020/10787/10787_2020_1_12_21570_Order_23-Mar-2020.pdf

³ https://d9ed3f83-b130-4b57-bf78-e209ed422e65.filesusr.com/ugd/7c4953_d21ba2ac2f8143fa82a0503181ed4293.pdf

⁴ https://d9ed3f83-b130-4b57-bf78-e209ed422e65.filesusr.com/ugd/7c4953_fc56487c54e4497bb8172ddfbbeab7ee.pdf

⁵ https://main.sci.gov.in/supremecourt/2022/871/871_2022_31_301_32501_Order_10-Jan-2022.pdf

4) 恩赦期間の扱いの具体例

インド最高裁判所は、2022年1月10日付の命令において恩赦期間の扱いについて次のように規定しました。

A) 恩赦期間はいかなる期間の計算から除外されます。すなわち、手続期間を計算する際に恩赦期間をカウントしない、除く、という意味です。

例えば、2020年3月14日（以下、恩赦期間開始日の前日）に、審査請求の法定期限までに12か月が残っていた場合、恩赦による審査請求の法定期限は、2022年3月1日（以下、恩赦期間終了日の次の日）から12月後の日、2023年3月1日になります。

B) 手続期間が恩赦期間内に終了する場合、恩赦期間終了日の次の日から90日または実際に残っている日数（恩赦期間に該当する期間を除いた後の日数）のいずれか長い方を用いて手続期間を計算します。

すなわち、恩赦期間開始日の前日までに期間Yが経過しており、手続期間の終了までに期間Zが残っている場合（手続期間＝期間Y＋期間Z）、恩赦期間終了日の次の日に期間Zを加算して得られた期間が新たな手続期間になります。なお、期間Zの日数が90日より短い場合には、恩赦期間終了日の次の日に90日を加算して得られた期間が新たな手続期間になります。

例えば、審査請求期間が2020年4月14日までである場合、恩赦期間開始日には1か月が残っていたことになります。よって、恩赦期間終了日の次の日に90日を加算して得られた日（2022年5月29日）が恩赦による審査請求の法定期限になります。

例えば、審査請求期間が2020年7月14日までである場合、恩赦期間開始日には4か月残っていたことになります。よって、恩赦期間終了日の次の日に4か月加算して得られた日（2022年7月1日）が恩赦による審査請求の法定期限になります。

C) 手続期間が恩赦期間内に開始する場合、新たな手続期間の開始日は恩赦期間終了日の次の日とする。

インドでは優先日から48か月以内に審査請求をする必要があります。

例えば、審査請求期間の起算日である優先日が2020年4月1日である場合、恩赦による審査請求の法定期限の起算日が恩赦期間終了日の次の日になります。

D) 手続期間が恩赦期間内に収まる場合、新たな手続期間の開始日は恩赦期間終了日の次の日となる。

インドでは第1審査レポートの発送日から6か月以内に応答を提出する必要があります。

例えば、第1審査レポートの発送日が2021年2月1日である場合、2021年8月1日までに応答する必要があります。しかしながら、2021年2月1日～2021年8月1日の期間が恩赦期間内に収まっています。この例では、第1審査レポートの発送日が恩赦期間終了日の次の日とみなされます。

なお、個別の案件につきましては、その案件のインド代理人と相談の上、延長後の期限を計算し、対応すべきと考えます。

5) 手続期限を徒過した場合の対応

ロックダウンの影響により、特許法や特許規則に基づく期限を徒過した場合に、手続を行う際に、「ロックダウンの影響により、期限内に手続を行うことができませんでした」という内容の嘆願書 (Petition) および FORM 30 を提出するようになっていました。

なお、顧客（海外の代理人や出願人）から期限内に手続に関する指示を受けたにも関わらず、「インド知的財産庁では手続ができないため、期間延長の手続を行います」と顧客に連絡し、期間延長の手続にかかる費用（庁費用および代理人費用）を顧客に請求するインドの特許・法律事務所があるとの情報を当社のバパットが入手しています。このような場合には、顧客に非はありませんので、この費用はインドの特許・法律事務所が負担すべきと考えます。
